

## 芦屋町障害福祉計画(素案)に対するパブリックコメントの結果について

### 1. 実施期間

令和2年12月22日(火)～令和3年1月21日(木) 31日間

※町ホームページ及び広報あしや(12月15日号)で告知

役場総合案内、福祉課、芦屋中央公民館、芦屋東公民館、山鹿公民館、町民会館、総合体育館で素案の配布

### 2. 意見提出者数

1名(4件)

### 3. 提出方法

持参0名、ファックス0名、メール1名

### 4. 意見の概要と町の考え方

番号	意見の概要	町の考え方
1	素案では、平成27年から令和元年における芦屋町の障がい者の数は、身体障がいはやや減少傾向、知的障がいは横ばいの状況、精神障がいは増加となっているが、そのような中で、障害福祉サービスの重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援については、平成30年度から令和元年度の実績は0、令和3年度から5年度までの見込量が0となっているのはなぜか。	重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援は、いずれも重度の障がい者で介護の必要性が高い人が対象です。芦屋町の重度の障がい者数は、身体・知的・精神ともやや減少しています。また、3つのサービスは、平成30年と令和元年度の利用実績はありません。 サービスの見込量は実状に合わせて計上するものであるため、令和3年度から5年度の見込量を0としています。なお、見込み量が0であるからといって、サービスを受けられないということではありません。

番号	意見の概要	町の考え方
2	<p>第6期芦屋町障害福祉計画の素案を策定するに当たり、各種団体や関係団体及び当事者などにはどのような聞き取り調査をされたのか。また、芦屋町障害福祉計画推進委員会では、この計画に際して審議（審議日程も未掲載）はどの程度行われたのか。</p>	<p>障害福祉計画は、国の基本指針に基づき、町の実状に応じて障害福祉サービスの見込み量を設定するものです。そのため、アンケート調査や聞き取り調査は行っていません。</p> <p>計画策定については、町の諮問機関である芦屋町障害福祉計画推進委員会において、合計2回の審議を行いました。委員会の審議の日程、資料及び議事録は、7月及び11月に町のホームページで公表しています。</p>
3	<p>前期（第5期）町障害福祉計画の素案に対して、芦屋町の交通バリアフリー基本構想の進捗状況や、道路・町内の施設周辺のバリアフリー化に関して、視覚障がい者やベビーカー利用者等の意見（現地において）を聞いて整備して欲しい旨の意見が出されていた。また、新芦屋中央病院の建設に関して、周辺整備やバリアフリー化などに関して、当事者や関係団体等への聞き取り調査は行われたのか。</p> <p>この件に関して、この3年間の具体的な取り組みはどうだったのか。</p>	<p>第6期芦屋町障害福祉計画は、障がい福祉サービスの具体的な見込量等を設定するものです。交通バリアフリーについては、障害者計画の検討領域であるため、今後の計画策定の課題と考えています。</p> <p>なお、芦屋中央病院周辺のバリアフリー化につきましては、前回のパブリックコメントの意見を踏まえて、芦屋中央病院入口交差点、芦屋中央病院下バス停から病院エレベーターまで、病院エレベーターから病院玄関までに点字ブロックを整備しています。</p>

番号	意見の概要	町の考え方
4	<p>第5章の「計画の推進に向けて」について、前期計画(素案)で、「PDCA サイクルについて、町民への公表を明記すべきと考えるが、ないのはなぜか」との意見を出した。今期計画も「PDCA サイクルを図式化して、点検・評価の結果、必要に応じて見直しする」としている。住民との情報の共有化を標榜する芦屋町であれば、この章に町民への公表（町広報紙やまちHPなど）を明記すべきと考える。</p>	<p>本計画はPDCA サイクルを活用して毎年度、計画の進捗状況を点検し評価を行っています。各年度の評価表については、町のホームページで公表しています。</p> <p>なお、分かりやすくするため、第6期芦屋町障害福祉計画素案、第5章計画推進に向けての中に、「点検・評価した内容は、町のホームページにより住民へ公表します。」の文を追加します。</p>